

保険募集指針 改定内容 新旧対比表

旧	新
<p>保険募集指針</p> <p>(2) 保険契約の引き受けについて</p> <p>当社は保険会社の募集代理店であり、損害保険については保険契約締結の代理を、生命保険については保険契約締結の媒介を行います。当社が保険契約締結の媒介を行う場合には、当社は保険契約締結の可否を判断することは一切なく、お客さまからのお申し込みに対して、保険会社が保険契約締結の可否を判断します。</p> <p>お客さまがご契約される保険契約は、お客さまと保険会社との間に成立いたします。したがって、保険金や給付金等のお支払いをするのは、引受保険会社となります。</p> <p>保険募集に際し、商品パンフレットやホームページ等において、引受保険会社をお客さまに明示するとともに、これらの保険契約の引き受けに関するご説明を行います。</p>	<p>保険募集指針</p> <p>(2) 保険契約の引き受けについて</p> <p>当社は保険会社の募集代理店であり、損害保険について保険契約締結の代理を行います。</p> <p>お客さまがご契約される保険契約は、お客さまと保険会社との間に成立いたします。したがって、保険金や給付金等のお支払いをするのは、引受保険会社となります。</p> <p>保険募集に際し、商品パンフレットやホームページ等において、引受保険会社をお客さまに明示するとともに、これらの保険契約の引き受けに関するご説明を行います。</p>